

令和6年6月市議会 総務委員会資料

第61号議案 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例及び 長崎市債権管理条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 現状	2
3 課題	2
4 解決策	2
5 条例改正の内容	2
6 一部改正を行う条例の新旧対照表	3
7 参照条文	4

財 務 部
令 和 6 年 6 月

1 条例改正の概要

- 市の有する債権において、元本及び延滞金等の充当順位に相違が生じていることから、統一的な対応を行うため、充当順位を定めるもの。

2 現状

- 分割納付等により未収金を充当する際、「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権及び私債権」では、根拠法の違いにより充当順位が異なる。

ア 債権の分類	公債権		(3) 私債権
	(1) 強制徴収公債権 (税など)	(2) 非強制徴収公債権 (行政財産使用料など)	
イ 発生原因	賦課や処分など公法上の原因		契約など私法上の原因
ウ 回収方法	市の自力執行による強制徴収	強制徴収を行うには裁判手続きが必要	
エ 充当順位	① 費用(滞納処分費)	① 費用(裁判手続き)	
	② 元本	② 延滞金・遅延損害金	
	③ 延滞金	③ 元本	
	根拠法：地方税法	根拠法：民法	

3 課題

(1) 非強制徴収公債権等では、元本が後回しとなることの問題

- ア 延滞金や遅延損害金(延滞金等)が累積し、債務者に不利。元本が減少せず、滞納の解消につなげにくい。
- イ 貸付金の元本は事業の原資となるものが多く、早期回収の必要性が高い

(2) 弁護士法人への債権回収業務委託時(R6開始)の混乱

- ア 市の内部で充当順位が統一化されておらず、充當時に混乱

充当順位統一化の必要性

4 解決策

民法の規定により、非強制徴収公債権等は、
合意があれば、充当順位の設定が自由

債務者と合意のうえ、
原則全ての債権を、強制徴収公債権と同じ充当順位とすることで早期の滞納解消につなげる。

(①費用 → ②元本 → ③延滞金等 の順)

【合意手順】

(1) 債務者と事前合意が可能な場合

分割納付計画の作成時等に、債務者と事前に充当順位の合意を行う。



(2) 債務者から特段の指定がない場合

一部納付があった時は、債務者に事前に通知した上で、元本から充当する。
(弁護士法人への債権回収業務委託時も同様)

5 条例改正の内容

(1) 内容

- 延滞金等の徴収については、それぞれ条例で規定している。
- 各条例に「延滞金等を徴収する場合において、徴収した金額が元本の金額に達するまでは、債務者との合意により、その徴収した金額は、まずその元本に充てる」旨を規定する。

延滞金 (非強制徴収公債権)

長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例

遅延損害金 (私債権)

長崎市債権管理条例

(2) 施行日

公布の日

6 一部改正を行う条例の新旧対照表

(1) 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和39年長崎市条例第23号）

新	旧
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>延滞金を徴収する場合において、その徴収した金額が当該延滞金の額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、債務者との合意により、その徴収した金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てるものとする。</u></p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【新設】</p>

(2) 長崎市債権管理条例（令和3年長崎市条例第43号）

新	旧
<p>(遅延損害金)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>遅延損害金を徴収する場合において、その徴収した金額が当該遅延損害金の額の計算の基礎となる債権の額に達するまでは、債務者との合意により、その徴収した金額は、まず当該計算の基礎となる債権に充てるものとする。</u></p> <p>4 市長等は、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。</p>	<p>(遅延損害金)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長等は、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を徴収しないことができる。</p>

7 参照条文

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権等	
充当順位	①費用（滞納処分費） ②元本 ③延滞金	1 原則 ①費用（裁判手続き） ②利息（延滞金・遅延損害金） ③元本	2 充当順位の合意あり 合意の順位
根拠法	地方税法 （地方団体の徴収金のうちの優先順位） 第14条の5 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。 <u>2 滞納処分費については、その徴収の基因となった地方団体の徴収金に先立って配当し、又は充当する。</u> （一部納付又は納入があつた場合の延滞金の額の計算等） 第20条の9の4 <u>2 この法律の規定により納税者又は特別徴収義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。</u>	民法 （元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当） 第489条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。）において、 <u>弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。</u>	（合意による弁済の充当） 第490条 前二条の規定にかかわらず、 <u>弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。</u>